

宍粟市一般廃棄物処理基本計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市一般廃棄物処理基本計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和7年2月7日（金）から令和7年3月10日（月）まで

3. 事務局

市民生活部生活衛生課

4. 募集の趣旨

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることになっています。

このたび、新たに宍粟市一般廃棄物処理基本計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

宍粟市一般廃棄物処理基本計画（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
市民生活部生活衛生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分（金曜日のみ、午後6時30分まで） （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和7年3月10日まで終日

7. 意見を提出できる人

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者
- （5）その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提 出 先	
持 参	市民生活部生活衛生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	市民生活部生活衛生課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市民生活部生活衛生課 宛て	
ファックス	0790-63-3063	
電子メール	seikatsueisei-ka@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	応募フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
 - ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
 - ・ご意見に対する回答は、市公式サイトに掲載して公表いたします。
- なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。